

もらった無料の粗品をきっかけに、SF 商法 (催眠商法) で高額な布団を買ってしまった!

SF 商法(催眠商法)とは、閉め切った会場に人を集め、日用品などを無料もしくはタダ同然で配って雰囲気盛り上げ、冷静な判断ができなくなった来場者に高額な商品を契約させる手口です。高齢者が狙われやすいと言われています。

<相談事例>

自宅に来訪した男性に「団地内で景品を配っているので来てほしい」と言われて、団地内の一室に向いたら、人で溢れかえるほどの状態だった。そこで、食器洗いスポンジやほこり取りなど数点が配られた後、高額な布団が紹介された。私には持病があるので、良い布団が欲しいと思い、つい契約書にサインしてしまったが、自宅に戻って冷静になると20万円以上もする布団が本当に必要かと後悔し始め、夜も眠れない。その後キャンセルを申し出たが、担当者からは「ぜひ使ってほしい」と言いくるめられてしまう。なんとか返せないだろうか。(80歳代女性)

<アドバイス>

- トラブルに合わないために、無料の粗品配布などを目的に会場に近づかないようにしましょう。
- 大切な老後の資金を使ってまでも購入が必要なのか考えましょう。



- 特定商取引法の訪問販売にあたる場合、法定書面を受け取った日から8日間以内であればクーリング・オフを申し出ることができます。

- 困ったときは消費生活センターに相談してください。

北九州市立消費生活センター(ウェルとばた7F)	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、
まずは消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン☎188いちゃ(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



みもりん